

放課後児童クラブ入会のしおり



いすみ市



## 目 次

放課後児童クラブとは .....	1
利用できる方の要件 .....	1
クラブ生活 .....	2
開設時間・休業日 .....	2
欠席について .....	3
通所停止について .....	3
保護者負担金 .....	3
傷害保険の加入について .....	4
保護者負担金の減免 .....	4
申請書類について .....	5
市内の放課後児童クラブ .....	6
入会後の届出・連絡について .....	6
持参していただくもの .....	7
クラブでの注意事項 .....	7
入会の取り消し .....	7
夷隅地域の放課後児童クラブについて	
コスモス .....	8
大原地域の放課後児童クラブについて	
第一・第二・第三おおはらこどもルーム .....	9
あずまこどもルーム .....	9
とうかいこどもルーム .....	9
なみはなこどもルーム .....	9
岬地域の放課後児童クラブについて	
第一・第二げんキッズ .....	10
第一・第二たいとうこどもルーム .....	10
放課後児童一時保育について .....	11

## 【放課後児童クラブとは】

保護者の就労等により、昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や夏休み等に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を図る施設として開設しています。



## 【利用できる方の要件】

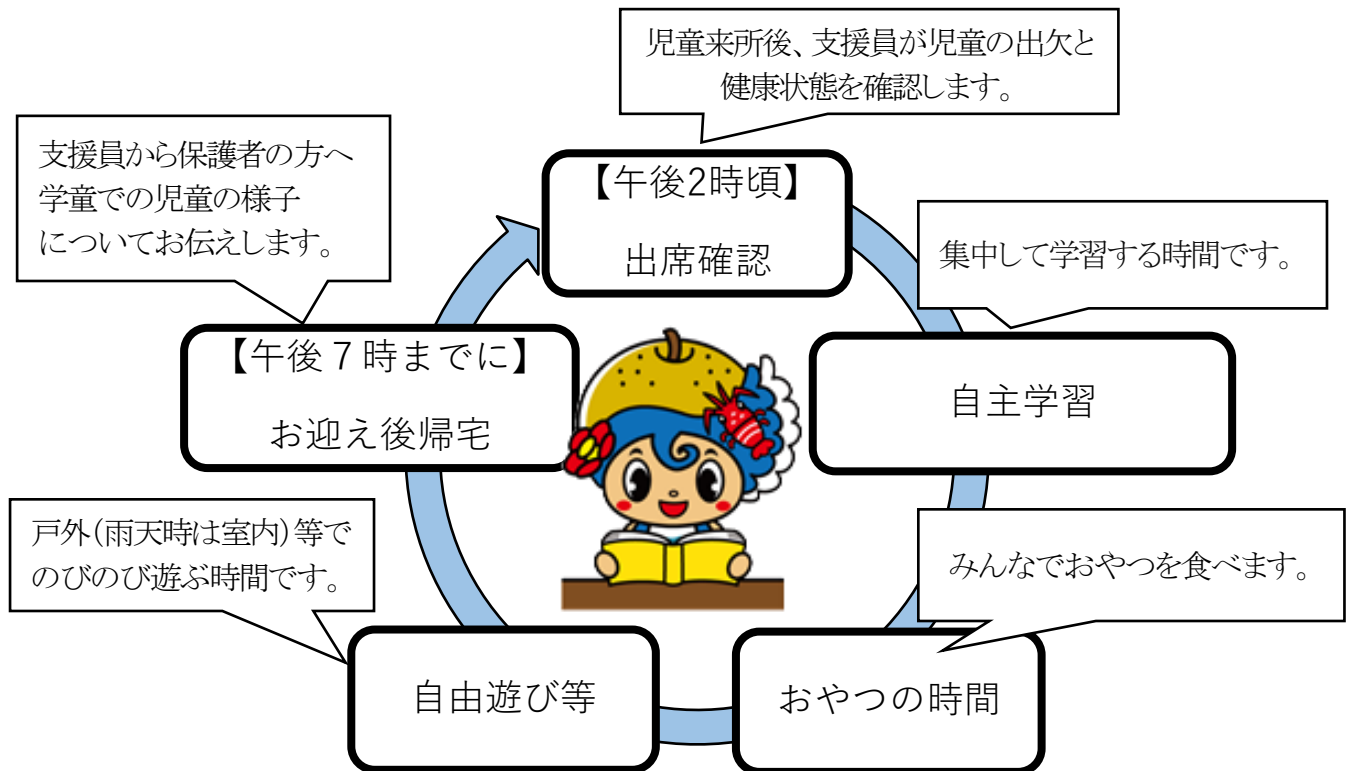
児童の保護者が次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合。

- ① 常時、仕事をしている。
- ② 病気やケガをしているまたは心身に障がいがある。
- ③ 長期にわたって、病気や心身に障がいのある親族を介護している。
- ④ 学校へ通学している。
- ⑤ 求職中である。
- ⑥ その他市長が認める上記に類する状態にある。

**(注) 上記に該当していても、入所児童が定員に達しているときは、低学年を優先とし入所できないことがあります。**

## 【クラブ生活】

平日のクラブ生活の流れとなります。



## 【開設時間・休業日】

### 開設時間

- ・平日は月曜日～金曜日  
授業終了時から午後7時まで
- ・土曜日・長期休業日(夏休み等)・学校振替休業日(休校日)等  
午前7時30分から午後7時まで

### 休業日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- ・感染症等による学校・学級閉鎖時(一部又は全部)
- ・重大な災害が発生した場合

## 【欠席について】

- ① 欠席する場合は、保護者が在籍している児童クラブの開設時間内に必ず連絡をしてください。  
※開設時間外(平日の午前中)に連絡する場合は、P6の問い合わせ先へ連絡してください。
- ② 保護者の仕事がお休み等の理由から、児童の帰宅後、家庭において児童の監護ができる状態にあるときは、児童クラブの利用はできません。

## 【通所停止について】

- ・児童やその家族がインフルエンザ、はしか等の感染性の病気に感染した場合  
(児童が病気の場合は、全快するまで休ませてください。)
- ・感染性の病気の流行により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童  
(感染症蔓延防止のため、お預かりすることは出来ません。)



## 【保護者負担金】

負担金は下記のとおりとなります。(令和2年1月1日現在)

※負担金は条例改正等に伴い変更となる場合があります。

利用月	月額
通常月	8,000円
8月	20,000円

負担金は、基本的に口座振替(金融機関からの引き落とし)とします。

口座振替の場合は、利用する当月分をその月の末日に指定の口座から自動引き落としとなります。

口座振替依頼書を送付いたしますので、お手数ですが、口座振替をする金融機関へ直接提出してください。

※退会する場合は、退会届の提出が必要です。(提出されないと退会とはならず、負担金が発生します。)

## 【傷害保険の加入について】

月額300円(年額3,600円)の児童クラブ共済に加入していただきます。  
クラブ活動中に傷害を被った場合が対象です。

※8月の長期休業期間利用なしの場合は、年額3,300円です。



## 【保護者負担金の減免】

下記に該当する世帯は、申請により保護者負担金の減免を受けることができます。

減 免 事 由		減免割合等
①	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	全額
②	いすみ市就学援助に関する規則(平成28年教育委員会規則第4号)第6条により認定された準要保護児童生徒の世帯であるとき	全額
③	ひとり親世帯で児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条により手当の受給資格等について認定を受けた世帯又はいすみ市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成17年規則第67号)第10条の規定により受給資格の認定を受けた世帯であるとき	1/2の額
④	同一世帯の児童が2人以上同時に入会しているとき	2人目以降分は 1/2の額

## 【申請書類について】

P6に記載されている問合せ先にて配布・受付をしています。  
記入方法など不明な点がありましたらお問合せください。



- ① いすみ市放課後児童クラブ 入会申込書（兼負担金減免申請書）
- ② いすみ市放課後児童クラブ 子ども安心カード
- ③ 就労証明書等、以下に記載する書類

保育を必要とする状況を確認する書類		
すべての人が提出する書類	働いている場合	就労証明書（P6に記載の問合せ先にて配布） ※農業・自営業等で就労証明書が提出できないときは過去2か月程度に行った仕事の内容、1日のスケジュール等を記載した書類を作成してください。 （様式は任意）
	病気等の場合	医師の診断書（病名のみでなく保育ができないことを証明する内容であること） または「障害者手帳の写し」
	同居人等の介護の場合	介護を受ける方の医師の「診断書」または「障害者手帳の写し」など。 介護認定を受けている場合は「介護保険被保険者証の写し」と介護スケジュール （様式は任意）
	出産の場合	出産予定日の入った医師の「診断書」または「母子手帳の写し」など
	就学の場合	通学先の学校が証明した「在学（通学）証明書」、授業のカリキュラムの写し ※在学（通学）期間を記載してもらってください。 ※通信教育は入会理由に該当しません。
減免を受ける方	減免の理由	必要書類
	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	生活保護受給証明書の写し
	準要保護児童生徒の世帯	いすみ市就学援助支給対象者認定結果通知書の写し（決定内容が「認定」であること）
	ひとり親世帯で児童扶養手当の受給資格等について認定を受けた世帯又はいすみ市ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格の認定を受けた世帯であるとき	児童扶養手当受給者は児童扶養手当証書の写し
同一世帯の児童が2人以上同時に入会しているとき	書類の提出不要	

## 【市内の放課後児童クラブ】

( 市外局番 : 0470 )

地域	放課後児童クラブ名称	開設場所	電話番号	問合せ先
夷隅	コスモス	夷隅地区多目的 研修センター内	86-3963	夷隅地域市民局 地域市民班 86-2112
大原	第一おおはらこどもルーム	大原小学校内	60-1125	花本こども館 62-2035  (月曜日は休館のため 福祉課 60-1120)
	第二おおはらこどもルーム			
	第三おおはらこどもルーム	花本こども館内	62-2035	
	とうかいこどもルーム	東海小学校内	62-0585	
	あずまこどもルーム	東小学校 渡邊兄妹記念図書館内	66-1441	
	なみはなこどもルーム	浪花小学校内	63-0377	
岬	第一げんキッズ	長者小学校内	87-9234	岬地域市民局 地域市民班 87-2113
	第二げんキッズ			
	第一たいとうこどもルーム	太東小学校内	87-2121	
	第二たいとうこどもルーム			

## 【入会後の届出・連絡について】

次の場合は、必ず連絡して下さい。

- ① 住所等を変更した場合
- ② 保護者の勤務先等に変更があった場合
- ③ 退会の場合(退会届の提出)
- ④ 欠席の場合(出欠確認を行うので必ずルームに連絡してください。)



## 【持参していただくもの】

- ① ハンカチやタオル等
- ② 着替え
- ③ 帽子
- ④ クレヨン・色鉛筆・自由帳等（今まで家庭で使用していたもの）
- ⑤ ドリル・本(読書用)
- ⑥ タオルケット（土曜日・長期休業日・学校振替休業日等のみ）
- ⑦ お弁当・水筒（土曜日・長期休業日・学校振替休業日等のみ）
- ⑧ 歯磨きセット（土曜日・長期休業日・学校振替休業日等のみ）
- ⑨ 防災頭巾

※1 すべての持ち物に児童の名前を必ず記入してください。

※2 各ルームによっては別途持参していただくものもあります。  
詳しくは各ルームに確認してください。



## 【クラブでの注意事項】

- ① 学習への取り組みは各家庭、本人の自主性に任せます。ご家庭で話し合い決めてください。
- ② おやつを持ち帰りはできません。（欠席の場合も同じ。）
- ③ 故意に器物破損、他人にけが等させた場合は、保護者の責任において費用等の負担をしていただきます。
- ④ 欠席の際は、必ずルームに連絡してください。

## 【入会の取り消し】

次に該当する場合は、入会を取り消す場合があります。

- ① 保護者負担金を正当な理由なく2ヶ月以上にわたり滞納した場合
- ② 入会の申請に虚偽又は不正があった場合
- ③ その他児童クラブに管理運営上支障がある場合（無断欠席が頻繁にある等）  
ただし、児童の入院等の止むを得ない事情は除く
- ④ 開設時間外のお迎えが頻繁にある場合

# 夷隅地域の放課後児童クラブについて

**【コスモス】 TEL 86-3963**

- ・夷隅地区多目的研修センター内に設置されています。

## 【送迎方法】

学校から児童クラブ(多目的研修センター)まではバスで送迎します。帰宅の際は、開設時間内に保護者の方が送迎して下さるようお願いいたします。

令和2年度送迎バス時刻 (予定)	
第1便	第2便
14:50	16:30

土曜日・長期休業日・学校振替休業日等の送迎は、保護者の方をお願いいたします。お迎えの時間の変更や代理人をお願いする場合は、必ず事前に連絡してください。

### 入会時のお願い

各こどもルームで使用しますので、下記の物を持って来て下さい。

- ・ティッシュペーパー 1箱
- ・ぞうきん 1枚



## 大原地域の放課後児童クラブについて

### 【第一おおはらこどもルーム】 TEL 60-1125 【第二おおはらこどもルーム】

- ・いすみ市立大原小学校内に設置されています。
- ・戸外遊びの場所は、小学校の校庭や隣接しているわんぱくランドです。

### 【第三おおはらこどもルーム】 TEL 62-2035

- ・花本こども館内に設置されています。
- ・戸外遊びの場所は、大原小学校の校庭や隣接しているわんぱくランドです。

### 【あずまこどもルーム】 TEL 66-1441

- ・いすみ市立東小学校にある渡邊兄妹記念図書館内に設置されています。ルールを守って、2階にある図書館の本を読むことができます。
- ・戸外遊びの場所は、小学校の校庭です。

### 【とうかいこどもルーム】 TEL 62-0585

- ・いすみ市立東海小学校内に設置されています。月曜日と木曜日はルールを守って体育館で遊ぶことができます。
- ・戸外遊びの場所は、小学校の校庭です。

### 【なみはなこどもルーム】 TEL 63-0377

- ・いすみ市立浪花小学校内に設置されています。
- ・戸外遊びの場所は、小学校の校庭です。



#### 入会時のお願い

各こどもルームで使用しますので、下記の物を持って来て下さい。

- ・ティッシュペーパー 1箱
- ・ぞうきん 2枚
- ・ビニール袋 (12号サイズ100枚入り)

## 岬地域の放課後児童クラブについて

**【第一げんキッズ】**  
**【第二げんキッズ】** TEL 87-9234

- ・いすみ市立長者小学校内に設置されています。

### 《対象児童》

長者・中根・古沢小学校の児童にご利用いただきます。中根・古沢小学校の児童は、学校終了後バスで児童クラブまで送迎します。

※中根・古沢小学校の児童は、児童クラブ用の上履きをご準備ください。

**【第一たいとうこどもルーム】**  
**【第二たいとうこどもルーム】** TEL 87-2121

- ・いすみ市立太東小学校内に設置されています。

### 《対象児童》

太東小学校の児童にご利用いただきます。



### 入会時のお願い

各こどもルームで持参していただくものが異なります。  
詳しくは入会后、ルームに確認してください。

## 【一時保育について】

保護者が仕事等で児童の保育が一時的に困難な場合や、保護者の疾病等による緊急時に1ヵ月につき10日以内を限度として放課後児童クラブが利用できます。

### 《利用方法》

利用を希望する日の7日前までに申請書を下記へ提出してください。  
なお、申請は利用月ごとになります。

#### 地域別申請場所

大原地域 ……花本こども館 TEL 62-2035  
(日・月・祝日は休館日のため福祉課へ TEL 60-1120)  
夷隅地域 ……夷隅地域市民局 地域市民班 TEL 86-2112  
岬地域 ……岬地域市民局 地域市民班 TEL 87-2113

#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### 《開設場所・時間》

通常の放課後児童クラブと同じです。



### 《保護者負担金》

負担金は下記のとおりとなります。(令和2年1月1日現在)

※負担金は条例改正等に伴い変更となる場合があります。

1日当たりの利用時間	1日あたりの負担金の額
6時間以内の場合	500円
6時間を超える場合	1,000円

※負担金の減免については、P4・P5と同様の扱いとなります。

負担金は、基本的に利用月の翌月に送付される納付書にて納付してください。

### 《傷害保険料》

通常の放課後児童クラブと同様に児童クラブ共済に加入していただきます。  
料金は月額300円で、クラブ活動中に傷害を被った場合が対象です。